

第5 2期（令和2年度）熊本地方最低賃金審議会  
熊本県最低賃金専門部会（第1回）議事要旨

1 日 時 令和2年7月22日（水） 14時00分～16時00分

2 場 所 熊本地方合同庁舎B棟2階中会議室

3 出席者

（公益代表委員） 出席3名（定数3名）

（労働者代表委員） 出席3名（定数3名）

（使用者代表委員） 出席3名（定数3名）

【事務局】

（熊本労働局）出席4名

4 議題

（1）部会長、部会長代理の選出

（2）賃金改定状況調査結果の説明

（3）最低賃金に関する基礎調査結果の説明

（4）基本的見解の表明

（5）今後の審議日程

（6）その他

5 議事要旨

（1） 公益代表委員の中から部会長及び部会長代理がそれぞれ1名ずつ選出された。

（2） 事務局より、令和2年度の賃金改定状況調査結果を説明した。

（3） 事務局より、令和2年度の最低賃金に関する基礎調査結果を説明した。

（4） 労働者代表委員及び使用者代表委員から、それぞれ基本的見解の表明が行われた。

【使用者代表委員の主張】

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大により、日本経済は危機的状況。とりわけ、経済基盤の脆弱な地方の中小企業・小規模事業所に甚大な影響を与え続けている。
- ・ 景況判断DIの数値もリーマンショック時を大きく下回る水準まで低下。

- ・リーマンショック時は、金融部門の破綻に起因する事象であり実体経済へのダメージは少なかったが、今回の新型コロナ禍では生産活動、消費活動すべてがストップしており実体経済へのダメージがより大きい。
- ・「移動と需要と雇用の蒸発」が起こっている。休業者数もリーマンショック時を上回る水準に達しており、今後さらに悪化する可能性も高い。
- ・今年度の最低賃金引上げは、雇用調整助成金や持続化給付金等の各種給付金を受けながらかろうじて持ちこたえている多くの中小企業・小規模事業者をさらなる窮地に追い込むこととなる懸念が強くある。
- ・事業継続、雇用維持が最優先。
- ・熊本県においては、7月に県南地域が豪雨災害に見舞われ甚大な被害を受けている。
- ・今年度の最低賃金は据え置き・凍結とするのが妥当。
- ・コロナ禍の影響は甚大、先行きも不透明であり回復には長期間要するものと考えている。さらに、熊本は7月豪雨の影響も大きいため、今年は最低賃金引上げの要因は見当たらない。

#### 【労働者代表委員の主張】

- ・現行最賃水準ではフルタイムで働いても年間160万円程度の収入にしかない。
- ・熊本県の高卒の初任給水準と比較しても、現行の最低賃金は安すぎる。
- ・ハローワークに出されている求人募集状況を見ると、最低賃金での求人は見当たらない。
- ・若者の県外流出傾向が続いており、深刻化する人手不足対策として賃金を底上げして地域間の賃金格差を縮小させ、中長期的な観点での労働力の維持確保が必要。
- ・景気については、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しさは残るものの、一部に持ち直しの動きがみられるとの調査結果もある。
- ・完全失業率と有効求人倍率と最低賃金の関係をみても、全国的に人

手不足感が高まる中においては、最低賃金引上げが雇用に与える影響は限定的であった。

- ・ 最低賃金を上げたから企業の倒産が増えたということにはなっていない。
- ・ 労働者が最低限生活できる最低賃金を目指すべき。また、働き手の流出が深刻な熊本を含むDランクの県の最低賃金の底上げが必要。
- ・ 最低賃金引上げが、個人消費と国内需要の拡大につながる重要な政策の1つであると考え。

(5) 本日、金額提示は行われなかった。

(6) 事務局から今後の審議日程を説明した。

- ・ 7月27日(月)14時から第9回本審を開催予定。
- ・ 本審終了後、引き続き、第2回地域別専門部会を開催予定。